

報告事項 6

国家賠償請求事件について

このことについて、国家賠償請求事件の訴訟提起がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成25年10月15日

教 職 員 課

平成25年10月15日
教 職 員 課

国家賠償請求事件について

このことについて、平成25年8月28日付けで名古屋地方裁判所に国家賠償請求事件が提起されました（9月10日訴状送達）ので、報告します。

1 当事者

原告 清須市在住の元教員
被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対し、1048万2685円及び、平成23年9月1日から支払い済みまで、年5%の割合による遅延損害金を支払え
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする
との判決及び仮執行の宣言を求める。

3 事案の概要

【経過及び原告の主張】

原告は、元教員であり、愛知県内の公立学校に勤務していた。

平成20年10月、原告と自校生徒の保護者との間にトラブルが発生し、これが原因で原告は精神に失調をきたした（外傷性ストレス障害）。これにより原告は長期の療養に入った（平成21年1月から休職）。

しかし、原告は、休職開始頃から、療養により体調が回復したとして復職を希望するようになり、復職へ向けて支援プログラムの実施を申請したが、校長はその申請を取り下げるよう誘導するなど、原告の復職を妨害する行為を行った。

また、その後任の校長も原告の主治医に対して診断書の加筆を依頼するなど、原告の復職を故意に妨害した。

この結果、復職が認められたのは平成23年9月であった。

よって、不当に復職を妨害された休職期間（約2年分）における給与減額相当分（約702万円）の損害及び復職できなかった精神的苦痛に対する250万円の補償、弁護士費用を請求する。

4 第1回口頭弁論期日

平成25年10月8日(火) 午前10時